

森林環境譲与税の公表について

森林環境譲与税とは

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月に施行され、都道府県、市町村に譲与が開始されました。森林環境譲与税は、法令で使途が定められており、市町村は森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進等に関する費用に充てることとなっています。

森林環境譲与税の使途公表について

森林環境譲与税の使途公表については、適切に用いられることが担保されるよう、インターネットの利用等により使途を公表することとなっています。

区分	令和元年度～ 令和5年度	令和6年度	計	令和6年度末 時点の活用率	未執行額の活用方針
活用額(千円)	0	0	0	0%	令和8年度以降を目途に木材普及啓発・ 遊歩道修繕等に充当予定
譲与額(千円)	1,752	569	2,321		